

訪問看護重要事項説明書
＜令和 6 年 11 月 1 日現在＞

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	幸樹会
代 表 者 名	理事長 佐塚 みさ子
所在地・連絡先	(住所) 〒270-2253 千葉県松戸市日暮 7-344 (電話) 047-701-7550 (FAX) 047-701-7676

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	一般社団法人幸樹会 看多機さんしょう訪問看護
所在地・連絡先	(住所) 千葉県松戸市河原塚 411-1 (電話) 047-701-5559 (FAX) 047-710-0332
事業所番号	1262491116
開設年月日	令和 6 年 11 月 1 日
管理者の氏名	喜瀬 はるみ

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人 数 (人)	区分		職務の内容
			常勤(人)	非 常 勤 (人)	
管理者		1	1	0	管理運営
訪問看護職員	看護師	3	2	1	訪問看護
	作業療法士	1	1	0	訪問リハ
事務職員		1			事務全般

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (9 : 00～18 : 00) 常勤で勤務	年間 1 1 5 日
看護師	勤務時間帯 (9 : 00～18 : 00)	年間 1 1 5 日
理学療法士	勤務時間帯 (9 : 00～18 : 00)	年間 1 1 5 日
作業療法士	勤務時間帯 (9 : 00～18 : 00)	年間 1 1 5 日

事務職員等	勤務時間帯（9：00～18：00）	年間 115 日
-------	-------------------	----------

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	松戸市
---------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間
月・火・水・木・金・土	9：00～18：00

営業しない日	日曜日・祝日・12月30日～1月3日 ※ただし24時間の対応体制を整えております (緊急時訪問看護加算または24時間対応体制加算の契約が必要になります)
--------	--

自然災害等により訪問の変更・中止をお願いすることがあります。ご了承ください。

3 サービスの内容

在宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示及び居宅サービス計画に基づき、当事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置やケア、療養指導・相談等を行い、在宅療養の支援を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士等が訪問し身体機能の維持・向上を目標にリハビリテーションや住宅環境の調整を行います。

4 費用

(1) 保険給付対象サービス

保険適用となる訪問看護サービスは、介護保険・医療保険のどちらかに該当します。どちらの保険に該当するのかは、法律に定められた規定に沿っての判断になります。どちらの保険を利用した場合も、原則として個々の保険の割合負担に応じて自己負担があります。利用者の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

- ・介護保険ご利用の場合、原則として料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険・医療保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・保険給付適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付・医療保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険・医療保険 給付対象外サービス

保険適用とならない訪問看護サービス費用、死後の処置などの料金については、全額自費でご負担いただきます。料金内容につきましては、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

(3) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方で介護保険をご利用の方は無料です。

医療保険ご利用の方、保険適用外ご利用の方の場合は、運営規定エリア内の方については、一律、1ヶ月200円のご負担をいただきます。訪問看護サービスご利用の場所が、運営規定エリア外については、1ヶ月200円の料金に加え、エリアを越えてからサービス提供場所までの距離について、1km毎20円で計算させていただいた額を1ヶ月のご負担額とさせていただきます。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

事前にキャンセルの連絡があった場合	無 料
キャンセルの連絡がなかった場合	1, 0 0 0 円

(6) 利用料等のお支払方法

1) 利用料、その他の費用は、利用月ごとに計算し、合計額を請求いたします。

2) 利用月の利用料金の請求書は、利用翌月15日頃までに発行いたしますので、支払い期日までに以下の支払方法にてお支払ください。

① 口座振替（引き落とし）

事前に登録した利用者指定の口座より、27日に振替させていただきます。

② 銀行振込

末日までに下記口座にお振り込み送金してお支払いください。振込手数料は利用者負担となります。

銀行名	千葉銀行	支店名	八柱支店
口座種別	普通	口座番号	3647974
口座名義	一般社団法人幸樹会 理事長 佐塚みさ子		

※入金確認後、領収証を発行します。

※口座振替または振り込みによる支払ができない方は、現金集金のご相談をお受けすることも検討させていただきますが、基本的には口座振替もしくは銀行振込によるお支払のご協力をお願いしております。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

「介護が必要になっても、住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたい」と望む人が、医療や介護など必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように支援していくことを目的とします。“わが町”の地域包括ケアシステムの実現を目指し地域のニーズを探り、必要なサービスを地域内で提供できるように事業を展開していきます。

(2) 運営方針

一人暮らしの高齢者や傷病者、老々介護等、地域に住むあらゆる生活環境にある人々が、がん、認知症、その他様々な病気や困りごとがあっても、自分のペースで生活でき、かつ QOL の向上めざし生活し続けられる地域作りの一翼を担っていきます。

(3) その他

事項	内容
訪問看護計画の作成及び事後評価・報告	看護師が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者に説明のうえ交付します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者相談窓口	窓口責任者 喜瀬 はるみ ご利用時間 9：00 ～ 18：00 ご利用方法 電話（090-6568-5672） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（事務所入口に設置）
-------------	---

当事業所以外に市役所等の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会

TEL 043-254-7428

松戸市役所 介護保険課

TEL 047-366-7370

7 緊急時および事故発生時における対応方法

- (1) 緊急時および事故が発生した場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

8 利用者へのお願い

サービス利用の際には、サービスに関わる各種保険証、認定証、および居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

9 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施するとともに措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束防止について

原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11 ハラスメント対策について

適切なサービス提供を確保する観点から次に掲げるいずれかの言動があった場合、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

1 2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は健康保険法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたサービスであっても、それは看護師の代わりとした看護業務の一環です。その場合においても、サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護師による訪問を提供することが位置づけられています。
- (5) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- (6) 安定したサービス提供のため、チームでのケアを実施しています。そのため、特定の訪問看護師・理学療法士等の指名はできません。

令和 年 月 日

説明者名 _____

令和 年 月 日

利用者名 _____

代筆者名 _____ 続柄 ()